

ごうつ あい ゆた こころ あす つく ひと
ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人

江 津 市 教 育 大 綱

2016～2020



平成 28 年 3 月策定

江 津 市

はじめに

地方を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会や家族形態の変容など、大きな変動の中にあり、本市のまちづくりにおいても様々な課題が生じています。

本市は、「第5次江津市総合振興計画（後期基本計画）」のもと、「元気！勇気！感動！ごうつ～江の川が育むイキイキ協働体～」を基本理念に、江の川の流れと共に自然環境と「共生」し、市民と行政が「協働」し、互いに支えあうことで、イキイキとした「共助」のまちづくりを進めています。

また、「産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」「豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」「いきいきとした人づくり・地域づくり」を総合振興計画の大きな柱に位置付け、市民が本市の自然や地域を守りつつ、ふるさとに愛着を持って安心して住み続けることができるまちづくりをめざして、各種の施策に取り組んでいます。

今後、さらなる変動が予測される社会情勢にあって、持続可能な社会を実現するために、全国的に「地方創生」への取組が始まっています。地方創生は、「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。複雑・多様化する社会に対応できる人材を育成するため、教育の充実がますます重要になってきます。

このために、学校教育、社会教育、人権・同和教育など、今後の本市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の体系を示す「江津市教育大綱」を定めました。

平成 28 年 3 月

江津市長 山下 修



《 目 次 》

I	大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	大綱策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	大綱の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	大綱の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	大綱について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1.	教育ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	「ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人」	
2.	めざす教育の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	《基本目標1》 ふるさとの「ひと・もの・こと」を大切にする人づくり	
	《基本目標2》 社会を生き抜く力を高める人づくり	
	《基本目標3》 自他を大切にし、人権を尊重する人づくり	
	《基本目標4》 主体的に社会の向上に貢献する人づくり	
3.	基本方針及び施策・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	《基本目標1》 ふるさとの「ひと・もの・こと」を大切にする人づくり	
	(基本方針①) 地域を知り、地域を好きになるための共育の推進・・・・・・・・	4
	(基本方針②) それぞれの多様な人生経験を活かした地域活動の活性化・・・	5
	《基本目標2》 社会を生き抜く力を高める人づくり	
	(基本方針①) 確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(基本方針②) 豊かな心・健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(基本方針③) 信頼される学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(基本方針④) 就学前教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(基本方針⑤) 生涯にわたって自らの能力を高めていく機会の提供・・・・・・・・	11
	《基本目標3》 自他を大切にし、人権を尊重する人づくり	
	(基本方針①) 人権が尊重される社会の創造・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	《基本目標4》 主体的に社会の向上に貢献する人づくり	
	(基本方針①) ふるさと・キャリア教育への取組・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(基本方針②) お互いが助け合い、安心して暮らすためのつながりの拡大・・・	14
	(基本方針③) 子どもの育ちを支えるためのネットワークの確立・・・・・・・・	15
	(基本方針④) 生涯にわたって自らの能力を高めていく機会の提供【再掲】・・・	16
4.	大綱の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	17

I 大綱の策定にあたって

1. 大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな教育委員会制度がスタートしました。その中で、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育課題及びめざすべき姿を共有し、方向性を一にして効果的に教育行政を推進するため、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置すること及びその会議において「大綱」を策定することが規定されました。

本市においては、「江津市総合教育会議」を設置し、これまで市長と教育委員会との議論を経て、このたび、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や基本的な方針を定めた『江津市教育大綱』を策定しました。

2. 大綱の位置付け

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

本市では、「第5次江津市総合振興計画（後期基本計画）」のもと、平成27年12月に策定した「江津市版総合戦略」との整合性を図りながら、教育の振興に関する基本的な方針について定めた「江津の教育方針」を時代に即して見直し、大綱として定めることとします。

3. 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの5年間とします。ただし、国・県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本大綱を改訂するものとします。

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
国		第2期教育振興基本計画							
島根県			しまね教育ビジョン21(2期)						
江津市	第5次江津市総合振興計画(後期)								
				江津市版総合戦略					
	江津の教育方針		江津の教育方針		江津市教育大綱				

Ⅱ 大綱について

1. 教育ビジョン（めざす姿）

ご う つ あ い
ふるさと江津を愛し、
ゆ た こころ あ す つく ひと
豊かな心で、明日を創る人

江津市は、学校教育、社会教育及び人権・同和教育を通して、だれもが育ったふるさとの伝統文化に親しみながら、その中で自分らしさを発揮し、生涯にわたって心豊かに人生を送ることができる地域社会の構築をめざします。

『ふるさと江津を愛し』

★ ふるさとの「ひと・もの・こと」を大切にする人

『豊かな心で』

★ 社会を生き抜く力を高める人

★ 自他を大切にし、人権を尊重する人

『明日を創る』

★主体的に社会の向上に貢献する人

2. めざす教育の基本目標

「教育ビジョン」を実現するために、以下4つの基本目標（ミッション）を設定します。

《基本目標1》ふるさとの「ひと・もの・こと」を大切にする人づくり

【基本目標の考え方】

江津市には、心豊かで温かい人々や、恵まれた自然、伝統・歴史にはぐくまれた文化や文化財などさまざまな郷土資源がある。地域の人々が大切にしてきた伝統文化や芸能は、わたしたちのよりどころであり、また誇りでもある。これら資源を活かした教育活動を進めることにより、江津の「ひと・もの・こと」を知り、大切に思う心を育む。

《基本目標2》社会を生き抜く力を高める人づくり

【基本目標の考え方】

変化の激しい社会において、市民一人ひとりが自分の役割を発揮できるよう、自ら学び、考え、行動する「生きる力」を育む。

《基本目標3》自他を大切にし、人権を尊重する人づくり

【基本目標の考え方】

一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な生活を営むことができる社会の実現のために、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えて、かけがえのない「いのち」を大切にする心を育む。

《基本目標4》主体的に社会の向上に貢献する人づくり

【基本目標の考え方】

市民一人ひとりが自己実現のため主体的に学び、その学習・活動の中で得た成果を地域に還元し、地域の課題解決に貢献する意欲及び実践力を育む。

3. 基本方針及び施策

江津市及び江津市教育委員会は、前項の4つの基本目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、具体的な施策（アクション）を実施します。

《ふるさとの「ひと・もの・こと」を大切に作る人づくり》

基本方針①

地域を知り、地域を好きになるための共育【※1】の推進

海、山、川の美しい自然環境、地域特有の田園風景や青い海に映える赤瓦の町並みと、その中で受け継がれてきた伝統文化は、これから先も守っていかなければならない江津市の財産である。

このことを子どもたちが学び、体験を通して地域の良さを知り、また、それに関わる大人も地域を見直すことで、共に地域への愛着を深める。

※1「共育」とは、地域の大人が共に子どもを育てる。大人も子どもと一緒に（共に）成長（育つ）するという2つの意味。

【基本方針①のもと進める施策】

1) 子どもたちが地域への愛着と誇りを育むための学習の推進

学校と地域が連携して地域の魅力に気づく場を設けることで、子どもたちの地域への愛着を深める。また、地域を守り、地域を創る大人の真摯な取組に直に触れていくことで、地域への誇りを育む。

2) 地域住民として子どもの成長に関わることで生まれる大人の学び場づくり

学校と地域が連携したふるさと教育などを進めることで、地域の大人は子どもの成長に直に関わり、自己有用感を持つ。その中で、地域の魅力と将来を見つめ直し、次世代の育成に取り組もうとする意欲を育む。

3) 文化的財産を活用した地域の学習活動の推進

江津市の多様な文化財は、地域の歴史や文化に対する理解を深めるための重要な財産である。これらの文化的財産を活用した学習の場を提供することで、地域への愛着を育み、文化財の保護・継承活動を市民と協働で推進する。

伝統芸能活動や職業体験、生涯学習活動等で習得した知識や技術を、指導者が子どもたちや周りの人に伝える機会を提供することにより、自己有用感を高め、住民相互のつながりを生むことで、地域の活性化を図る。

【基本方針②のもと進める施策】

1) 地域の伝統文化に携わることで得た知識、技術、人脈を地域で活かす機会の整備

江津市には、石見神楽や石州和紙・石見焼等、長い歴史を経て地域の誇りとなっている多くの優れた伝統芸能・技術が存在する。これらを保護し、次世代に継承・発展させるため、伝統文化の継承者が活躍し、多くの住民が親しむことのできる環境を整備する。

2) 職業で得た知識、技術、人脈を地域で活かす機会の整備

子どもたちが、自分の未来を思い描くために、就業経験のある大人が、職業観や地域貢献の大切さを伝える機会をつくる。

3) 得意なスポーツをとおして得た知識、技術、人脈を地域で活かす機会の整備

市民がスポーツに親しむ習慣を身につけるために、専門知識を有する人が、スポーツの楽しさを伝え、技術を指導する機会をつくる。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新の進む社会を生きるためには、従来の知識・技能の習得のみならず、思考力・判断力・表現力や学習意欲等の幅広い学力を身につける必要がある。

そのため、子どもたち一人ひとりが学習意欲を持ち、学んだ知識・技能を活かす力の育成に取り組む。

【基本方針①のもと進める施策】

1) 主体的・協動的な学びの確立

学ぶ意義や目的を意識し、課題の発見と解決に向けた主体的・協動的な学びの確立や、そのための指導方法等の改善を図る。

2) キャリア教育の視点に立った学習の充実

子どもたちが、自立して自己実現できる力を身につけるために、学校での学びと社会生活との関連性について理解を深めるとともに、社会とのつながりや将来の生き方を意識できる学習の充実を図る。

3) 時代に対応した教育の推進

急速なグローバル化の中、英語をはじめとする外国語学習の早期化・低年齢化またその先の「教科化」の流れを見据え、小学校から高等学校までの連続性を捉えつつ、これからの時代に求められるコミュニケーション能力の育成をめざす。

さらに、高度情報化社会に対応するため、調べ学習や課題解決学習などにおけるICT機器の活用を拡充し、情報活用能力の育成を推進する。

4) 家庭学習の充実

家庭と学校が「家庭学習を大切にする」という同じ視点に立ち、家庭学習の必要性について保護者へ積極的に呼びかけ、その習慣化に取り組む。また、家庭学習と授業とのつながりを意識し、自主的な学びを促すための授業改善及び研究の支援を行う。

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、社会性、公共の精神、主体性などを育むため、道德教育の充実、人権教育の推進を図る。また、学校給食の充実、食育の推進により、心身の健康の保持増進を図る。さらには、子どもたちの体力が向上するよう、学校や地域でスポーツをする機会の充実を図る。

【基本方針②のもと進める施策】

1) 道德教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德教育推進教師を中心にした指導体制のもと、「特別の教科 道德」を要とした教育活動全体を通して道德教育の充実を図る。また、子どもたちの発達の段階や特性等を踏まえながら、指導内容の重点化を図り、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。

2) 人権教育の推進

「進路保障」を柱とした人権教育の推進により、一人ひとりの人権が保障される教育現場をめざし、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる豊かな心をもった子どもを育成する。

3) いじめ、不登校の防止への取組

平成 25 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき策定した「江津市いじめ防止基本方針」により、「いじめ」の早期発見及び「いじめ」への対処のための対策を関係機関と連携し効果的に講ずる。

また、子どもたちが抱える問題が深刻化、長期化しないよう、これまで以上に支援体制を充実し、引きこもりがちな児童生徒に対する不登校の解消及び未然防止を図る。

さらに、近年のインターネットや SNS の普及による情報モラルが問題視されていることから、教職員研修を行うと同時に、家庭に対しても情報モラル向上のための啓発を推進する。

4) 体力づくりの推進

積極的に体育やスポーツに親しみ、体を動かす楽しさや心地よさを子どもたちに体感させることにより、体力の向上を図る。また、運動や健康・安全に関する理解と実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する。

5) 心と体を育む食育の推進

食の大切さや楽しさを知り、心身の成長や健康の保持増進、そして食生活を自ら管理していく能力を身に付けるため、学校給食等を生きた教材として食に関する指導の充実を図る。また、生産者との交流を通じて、生産者への感謝の心を育み、地域や食の専門家と連携した取組を推進する。

子どもたちの健やかな成長を図っていくため、全教職員が一丸となって教育課題の改善に向け取り組む。また、子どもたちの安全・安心のため、学校施設及び通学路の安全確保に努め、施設の整備を計画的に進める。

【基本方針③のもと進める施策】

1) 教職員の資質能力の向上

教職員として求められる資質能力とは、「豊かな人間性と職務に対する使命感」、「子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応」、そして「職務にかかわる専門的知識・技能及び態度」であり、それらを高めるために、学び続ける姿勢が必要となる。

また、学校は組織体として、協働する教職員集団となることも求められている。そのため、校内研修等を充実させ、教職員の資質能力の向上を図る。

2) 個に応じたきめ細かな教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒の数が増加するなか、特別支援教育の理解を深め、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うことが大切である。

そのため、特別支援教育に係る研修会や、関係機関との連携体制の構築など支援体制の更なる充実を図る。

3) 安全・安心な教育環境の整備

学校は「子どもたちの学習と生活の場」とであると同時に「地域交流の場や防災の拠点」でもある。学校がその役割を果たすためには、安全で安心できる場でなければならない。

市内の全学校施設の耐震化の早期完了をめざすとともに、耐震補強が完了した施設に係る老朽化対策について、施設の長寿命化計画を策定し計画的に整備を推進する。

4) 地域の実情や将来動向を捉えた学校再編への取組の推進

地域の実情や将来動向を見通した学校の適正規模・適正配置の観点を踏まえ、再編に向けた新たな学校づくりを推進する。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月 1 日からスタートした。これに基づき、市内幼稚園において平成 27 年度から、3 歳児教育を開始し、就学前教育の充実を図っている。

また、同法による「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けにより、平成 27 年 3 月に策定した「江津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【基本方針④のもと進める施策】

1) 幼稚園教育の充実

生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育むため、幼児教育の更なる「質の向上と量の充実」を図る。また、幼児期の教育を希望する家庭の事情等に応じて、時間外の保育を行う「一時預かり保育」を推進する。同時に、保育所（園）、小学校、地域と連携を図り、子育てに関する相談、情報提供など保護者に対する支援を強化する。

2) 幼稚園教諭等の資質能力の向上

幼児教育に関する専門的な研修への参加、保育所・幼稚園職員同士の交流を促進し、職員の資質の向上を図る。

3) 幼稚園と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、その連携を強化する。

4) 幼稚園運営体制の改善

幼児期における教育を効果的に行うためには、サービスの充実にあわせ運営の効率化を図り、保育所（園）も含めた施設の適正配置、運営体制の強化が必要になる。

このため、多様なニーズに対応できる「認定こども園」への移行について、関係課と検討を進める。

市民が生涯にわたって、生きがいを感じ、健康的に暮らすため、自らの知的好奇心を満たし、能力の維持と向上を図る学習の場を提供することにより、社会全体の活性化を図る。

【基本方針⑤のもと進める施策】

1) 学ぶ場の提供

専門的な知識やスキルをもった市や関係機関による出前講座等を拡充し、江津市内での知的財産の共有、「伝え・学び・また伝える」といった知識の好循環をつくりだす。

また、公民館や地域コミュニティ交流センターにおける各種教室等を支援するとともに図書館など社会教育施設を利用した学びの場を提供する。

2) スポーツの場の提供

市民が毎日をいきいきと暮らし、健康寿命を高めるため、地域総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動により、人生の全ステージにおいて気軽に楽しく運動に親しむ機会を提供する。

人権が尊重される社会の創造

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、すべての市民の人権が尊重され、人権感覚豊かな明るい社会の実現をめざして、人権教育及び啓発に関する具体的施策を推進する。

【基本方針①のもと進める施策】

1) 学校、地域、家庭、企業等における人権・同和教育の推進

学校においては、人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組むなど、人権意識を高めるとともにお互いの人権が尊重される教育の充実を図る。地域においても、人々が相互の人権を尊重し、共生していくための研修機会を確保する。

家庭においては、保護者と子どもがともに人権感覚を養える学習機会の確保や、情報提供、相談体制等を充実させる。

企業においては、社会的責任を自覚し、人権尊重の精神に徹した企業経営が行えるよう、企業連絡会などの推進体制の確立を図るなど、研修会がすべての職場で実施されるよう指導助言や資料提供を行う。

2) 公務・教育・福祉等関係者に対する人権・同和教育の推進

公務員、教育関係者及び福祉関係者の責務として市民一人ひとりの基本的人権を守る立場から、より高い人権意識ときめ細かい実践活動が求められており、市民の立場に立って職務を行うようあらゆる研修等の場を通じて、人権意識の向上を図る。

3) 広域による人権・同和教育の推進

人権・同和教育を推進するため、国や県、近隣市町、民間団体等と人権・同和教育の研修や、情報等の共有を図り、地域の実情に応じたきめ細かなネットワークを構築する。

子どもたちが将来自立し、ふるさとを支える社会人となるためには、一人ひとりが、将来を見据えて学ぶことの意義や生き方を考え、自主的に学習する意欲・態度をもつとともに、自己実現を図り、社会の一員として社会や地域に貢献しようとする態度を育む必要がある。

そのために、家庭の協力はもとより、就学前から小・中・高等学校までを一つにつないだ縦・斜め（異世代）の連携、企業を含めた地域ぐるみで子どもたちを支えて育てる横（輪）の連携を推進する。

【基本方針①のもと進める施策】

1) 江津市ふるさと・キャリア教育の推進

江津の「ひと・もの・こと」をいかした学習活動をとおして、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立をめざす教育を推進する。

お互いが助け合い、安心して暮らすためのつながりの拡大

江津市では、平成 29 年度までに市内の連合自治会区に「地域コミュニティ組織」を立ち上げ、自らが暮らす地域のことを自ら決めて実践する力である「地域力」の再構築を推進している。

そのことを踏まえ、地域住民が自ら協力して、地域課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進するための「つながりづくり」を支援する。

【基本方針②のもと進める施策】

1) 地域の進むべき方向性を地域のみんなで考え、共有する仕組みづくり

これまで、地域で公民館活動として積み重ねてきた「社会教育力」を活用しての「まちづくり」を推進するためには、地域住民の考えを共有し、実践していく仕組みづくりが必要となる。そのため、社会教育の視点をもったファシリテーター【※2】を育成する。

2) 地域福祉を目的とする機関どうしの、めざす将来像と情報を共有する機会の整備

地域福祉の向上という共通目的のもと、さまざまな分野において活動している機関どうしの、めざす「まちづくり」を共有するための場の提供を図る。

※2 「ファシリテーター」とは、促進者を意味する言葉で、会議やワークショップ等において参加者の様子を把握しながら目的にそった進行を行う人のこと。

子どもの育ちを支えるためのネットワークの確立

江津市の宝である「子ども」の育ちを支えるため、それぞれ活動している地域組織の連携の場を設け、市全体の取組とする。また、人的ネットワークを形成することにより、活動の充実を図る。

【基本方針③のもと進める施策】

1) 地域福祉を目的とする機関どうしの、めざす将来像と情報を共有する機会の整備

【再掲】

地域福祉の向上という共通目的のもと、さまざまな分野において活動している機関どうしの、めざす「まちづくり」を共有するための場の提供を図る。

2) 子どもの成長に、学校、家庭、地域が協働で取り組む体制づくり

地域や社会教育関係団体が行ってきた子どもを対象とした事業を支援しながら、学校、幼稚園、保育所（園）を中心としたコミュニティづくりをさらに推進し、Win-Winの関係が築ける体制づくりを図る。

市民が生涯にわたって、生きがいを感じ、健康的に暮らすため、自らの知的好奇心を満たし、能力の維持と向上を図る学習の場を提供することにより、社会全体の活性化を図る。

【基本方針⑤のもと進める施策】

1) 学ぶ場の提供

専門的な知識やスキルをもった市や関係機関による出前講座等を拡充し、江津市内での知的財産の共有、「伝え・学び・また伝える」といった知識の好循環をつくりだす。

また、公民館や地域コミュニティ交流センターにおける各種教室等を支援するとともに図書館など社会教育施設を利用した学びの場を提供する。

2) スポーツの場の提供

市民が毎日をいきいきと暮らし、健康寿命を高めるため、地域総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動により、人生の全ステージにおいて気軽に楽しく運動に親しむ機会を提供する。

4. 大綱の体系

